

平成25年6月1日

山形県青年司法書士協議会25年度第2回研修会

「第2部 東電に対する不動産・家財の賠償の詳細」資料2

【講師】司法書士 倉茂洋一 氏（福島県会）

賠償金 ご請求書

# 解説と記入例

家財

## はじめに

このたび、家財の賠償にあたり、ご請求書をご用意させていただきました。

本冊子の内容や書類の記入方法等につきまして、ご不明な点がございましたら弊社社員がご説明、お手伝いをさせていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

### お問い合わせ先

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室  
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

電話

**0120-926-596**

(受付時間 / 9:00 ~ 21:00)

※ 財物(土地・建物・家財)以外のお問い合わせにつきましては、誠にお手数をお掛けしますが福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください

# 目次

## 1 賠償のご案内 6

① 基本的な考え方	7
② ご請求いただける方	8
③ ご請求いただく単位	9
④ 定型による賠償金額	10
⑤ 今回の定型による賠償金額を超える損害の賠償	12
⑥ ご請求の手順について	13
⑦ ご請求にあたっての確認事項	15
⑧ お支払いまでの標準的な流れ	17
⑨ 留意事項	18

## 2 ご請求書の記入例 20

I ご請求者さまの情報	21
II ご請求金額	27
A <sub>1</sub> 対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)	31
A <sub>2</sub> 対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)	33
B 対象区域内に居住されていた方の高額な家財	35
C 対象区域外に居住されていた方の 対象区域内の住宅の家財	37

## 3 Q & A 40

# 本冊子における用語の定義

本件事故	平成23年3月11日に発生した弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故														
家財	<p>本件事故発生時点で個人が所有する事業専用割合100%未満の動産のうち、本件事故により財物価値の喪失が発生しうるもので、他の賠償(車両)の対象外となっているすべての動産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家財の具体例</li> </ul> <table border="1" data-bbox="400 568 1422 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 568 703 613">対象家財の分類</th> <th data-bbox="703 568 1422 613">具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 613 703 775">家具</td> <td data-bbox="703 613 1422 775">ベッド、洋服ダンス、食器棚、ダイニングテーブル、ソファー、学習机、イス、鏡台、サイドボード、マガジンラック など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 775 703 1099">家電・ガス器具類</td> <td data-bbox="703 775 1422 1099">冷蔵庫、テレビ、パソコン、洗濯機、ガステーブル、冷暖房器具(ファンヒーター、石油ストーブ等)、こたつ、電子レンジ、炊飯ジャー、電気ポット、掃除機、ミシン、アイロン、DVDプレーヤー、ステレオ、ホットカーペット、電気毛布、トースター、コーヒーメーカー、卓上コンロ、布団乾燥機、家庭用コピー機 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1099 703 1335">生活用品</td> <td data-bbox="703 1099 1422 1335">布団、毛布、枕、食品、食器、調理用器具、タオル類、座卓、カーテン、じゅうたん、座布団、クッション、玄関マット、スリッパ、傘立、くずかご、裁縫用具、家庭用大工道具、簡易物置、自転車、原動機付自転車 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1335 703 1536">趣味・娯楽品</td> <td data-bbox="703 1335 1422 1536">ピアノ・電子ピアノ等の楽器、カメラ、書籍、ゲーム機、ゲームソフト、園芸用具一式、ゴルフ用具、テニス用具、釣り用具、ボート、スキー用具、花瓶、骨董品、ぬいぐるみ など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1536 703 1738">衣類・携行品</td> <td data-bbox="703 1536 1422 1738">スーツ、コート、ジャンパー、Gパン、スカート、ワンピース、下着、シャツ、携帯電話、腕時計、メガネ、ハンドバッグ、化粧品、かばん、ネクタイ、ベルト、旅行用品、財布、靴 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1738 703 1816">その他</td> <td data-bbox="703 1738 1422 1816">ペット、盆栽、観葉植物、仏壇 など</td> </tr> </tbody> </table>	対象家財の分類	具体例	家具	ベッド、洋服ダンス、食器棚、ダイニングテーブル、ソファー、学習机、イス、鏡台、サイドボード、マガジンラック など	家電・ガス器具類	冷蔵庫、テレビ、パソコン、洗濯機、ガステーブル、冷暖房器具(ファンヒーター、石油ストーブ等)、こたつ、電子レンジ、炊飯ジャー、電気ポット、掃除機、ミシン、アイロン、DVDプレーヤー、ステレオ、ホットカーペット、電気毛布、トースター、コーヒーメーカー、卓上コンロ、布団乾燥機、家庭用コピー機 など	生活用品	布団、毛布、枕、食品、食器、調理用器具、タオル類、座卓、カーテン、じゅうたん、座布団、クッション、玄関マット、スリッパ、傘立、くずかご、裁縫用具、家庭用大工道具、簡易物置、自転車、原動機付自転車 など	趣味・娯楽品	ピアノ・電子ピアノ等の楽器、カメラ、書籍、ゲーム機、ゲームソフト、園芸用具一式、ゴルフ用具、テニス用具、釣り用具、ボート、スキー用具、花瓶、骨董品、ぬいぐるみ など	衣類・携行品	スーツ、コート、ジャンパー、Gパン、スカート、ワンピース、下着、シャツ、携帯電話、腕時計、メガネ、ハンドバッグ、化粧品、かばん、ネクタイ、ベルト、旅行用品、財布、靴 など	その他	ペット、盆栽、観葉植物、仏壇 など
対象家財の分類	具体例														
家具	ベッド、洋服ダンス、食器棚、ダイニングテーブル、ソファー、学習机、イス、鏡台、サイドボード、マガジンラック など														
家電・ガス器具類	冷蔵庫、テレビ、パソコン、洗濯機、ガステーブル、冷暖房器具(ファンヒーター、石油ストーブ等)、こたつ、電子レンジ、炊飯ジャー、電気ポット、掃除機、ミシン、アイロン、DVDプレーヤー、ステレオ、ホットカーペット、電気毛布、トースター、コーヒーメーカー、卓上コンロ、布団乾燥機、家庭用コピー機 など														
生活用品	布団、毛布、枕、食品、食器、調理用器具、タオル類、座卓、カーテン、じゅうたん、座布団、クッション、玄関マット、スリッパ、傘立、くずかご、裁縫用具、家庭用大工道具、簡易物置、自転車、原動機付自転車 など														
趣味・娯楽品	ピアノ・電子ピアノ等の楽器、カメラ、書籍、ゲーム機、ゲームソフト、園芸用具一式、ゴルフ用具、テニス用具、釣り用具、ボート、スキー用具、花瓶、骨董品、ぬいぐるみ など														
衣類・携行品	スーツ、コート、ジャンパー、Gパン、スカート、ワンピース、下着、シャツ、携帯電話、腕時計、メガネ、ハンドバッグ、化粧品、かばん、ネクタイ、ベルト、旅行用品、財布、靴 など														
その他	ペット、盆栽、観葉植物、仏壇 など														
一般家財	家財のうち、一品あたりの購入金額が30万円(税込)未満のもの														
高額家財	家財のうち、一品あたりの購入金額が30万円(税込)以上のもの														
時価相当額	本件事故発生時点における財物価値の相当額														

世帯	平成23年3月11日時点において居住空間と生計を共にしており、生活に必要な資産を共有していた方々、または独立して生計を営む単身者の方
単身世帯	平成23年3月11日時点において世帯構成員がお一人の世帯
複数人世帯	平成23年3月11日時点において世帯構成員が複数人の世帯
大人	平成5年4月1日以前に生まれた方、 または平成23年3月11日時点において既婚者の方
子ども	平成5年4月2日以降に生まれた方 (平成23年3月11日時点において既婚者の方を除く)
学生	平成23年3月11日時点において独立して生計を営んでいない就学者の方
代表者	弊社に対する賠償金のご請求および、弊社からお支払いする賠償金額の合意および受領について、ご家族(ご自身以外の世帯構成員)から委任を受けた世帯構成員
対象区域	警戒区域および計画的避難区域(見直し済区域を除く)、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域
警戒区域	原子力災害対策本部にて決定された区域 具体的な該当区域につきましては、別紙「本請求書における対象区域のご説明」をご参照ください
計画的避難区域	
帰還困難区域	
居住制限区域	
避難指示解除準備区域	
見直し未了区域	



# 1

## 賠償のご案内

① 基本的な考え方	7
② ご請求いただける方	8
③ ご請求いただく単位	9
④ 定型による賠償金額	10
⑤ 今回の定型による賠償金額を超える損害の賠償	12
⑥ ご請求の手順について	13
⑦ ご請求にあたっての確認事項	15
⑧ お支払いまでの標準的な流れ	17
⑨ 留意事項	18

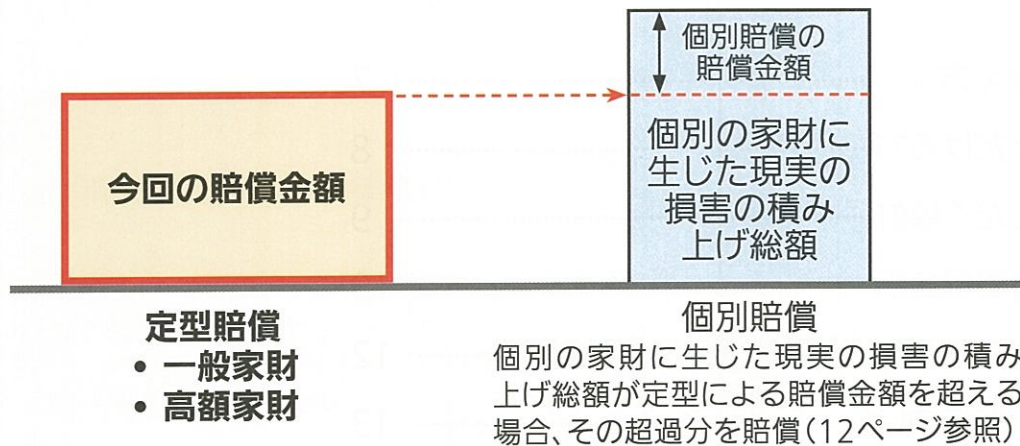


## ①基本的な考え方

家財の賠償につきましては、ご請求者さまが本件事故発生時に対象区域内の住宅において所有されており、持ち出すことができずに残されている家財に生じた損害※<sup>1</sup>を対象に、個別の損害の証明を要することなく、合理的な範囲で賠償金をご請求いただけるよう、「定型賠償」を実施させていただきます。

また、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が定型による賠償金額を超える場合については、所有されている家財に生じた損害をご申告いただき、「個別賠償」として超過分を賠償させていただきます※<sup>2</sup>。

なお、「個別賠償」は、「定型賠償」をご請求いただいた後、一定期間後に「個別賠償」について弊社所定の方法でご案内いたします。



※<sup>1</sup> 賠償させていただく損害

- ① 持ち出すことができず価値が喪失したものの時価相当額
- ② 避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費
  - a) 修理可能な場合は、時価相当額を上限とした修理費等
  - b) 修理不可の場合は、時価相当額

※<sup>2</sup> 個々の家財の時価相当額は、購入価格ではなく、購入価格から経年を考慮した価値減少分を控除させていただいた額となります。

## 賠償の対象とはならないもの

以下の資産につきましては、賠償の対象に含まれません。

- 本件事故にともなう管理不能等により毀損しない資産  
現金、預金、株券、ゴルフ会員権、貸付金、積立金、敷金など
- 本件事故発生後に対象区域外に持ち出された資産
- 地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失※した建物と同じ場所に存在する家財  
※倒壊または流失とは、建物が地震で潰れた、もしくは津波で流されたことにより、全く使用できない状態をいいます。  
なお、衛星写真などによって倒壊・流失していることが確認できた建物は、倒壊相当の損害と推定させていただきます。  
※現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。  
今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

## 別請求書でご請求いただく賠償対象資産


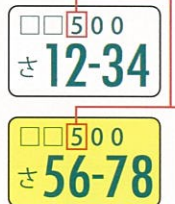


### ●家財の移動・保管のために生じる追加的費用

家財の移動・保管のために生じる追加的費用につきましては、「個人さま用賠償金ご請求書」にてご請求ください。

### ●四輪・二輪自動車

四輪・二輪自動車の賠償につきましては、「賠償金ご請求書(四輪・二輪自動車)」にてご案内させていただいております。

なお、「賠償金ご請求書(四輪・二輪自動車)」につきましては、警戒区域・帰還困難区域等の車両を対象としております。

車両の種類(別請求書にてご案内の車両)				ナンバープレート例
<b>四輪自動車</b> 	普通自動車	2,000cc超自動車	普通乗用車、バス、トラック	 分類番号の上1桁が1～8が対象となります。
	小型自動車	660cc超 2,000cc以下自動車	小型乗用車	
	軽自動車	660cc以下自動車	軽乗用車	
<b>二輪自動車</b> 	小型自動車	250cc超二輪車	二輪自動車	 地名の前に分類番号1または2が表示されている場合は、軽二輪となります。
	軽自動車	125cc超 250cc以下二輪車	軽二輪自動車	

### ●土地・建物などの不動産

土地・建物などの不動産の賠償につきましては、別途賠償させていただきます。具体的なお請求方法につきましては、あらためてご案内させていただきます。

### ●償却資産

個人事業主さまが所有する事業専用割合100%の償却資産の賠償につきましては、「賠償金ご請求書(償却資産・棚卸資産)」にてご請求ください。

## ②ご請求いただける方

### ●平成23年3月11日時点において、対象区域内に居住されていた方

### ●平成23年3月11日時点において、対象区域外に居住されていたが、対象区域内に住宅を所有\*または賃借されていた方

※所有者さまご本人が利用されており、他の方へ賃貸していない住宅または共同住宅を所有された方が対象となります。

## ③ご請求いただく単位

## 対象区域内に居住されていた方



ご請求いただく単位は世帯単位でお願いいたします。

- 家財の賠償においては、同一の居住空間を共有している方々が共通で使用する家財が存在することから、世帯の定義は「平成23年3月11日時点において居住空間と生計を共にしており、生活に必要な資産を共有していた方々、または独立して生計を営む単身者の方」としています。

二世帯住宅など別々の居住空間にお住まいの方は、それぞれの世帯でご請求いただけます。

- 別世帯の代表者の方にご請求書をお送りさせていただきますので、弊社福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル（電話：0120-926-596）までお問い合わせください。
- 二世帯住宅や、本宅と別棟でそれぞれに居住している場合等、居住空間を別にして生活している場合は、それぞれに共通で使用する家財があると考えられるため、住民登録上一世帯であっても、各々を一世帯として賠償させていただきます。
- 二世帯住宅の定義を下記の2つの条件を満たすものとしています。
  - ・台所（炊事のための設備等）がそれぞれに独立して設置されている
  - ・各世帯の区画が壁および扉で分離されている

【世帯の例】

	一世帯 (一つの居住空間)	二世帯 (二つの居住空間)
ご自宅の状況		
ご請求書の数	1通	2通

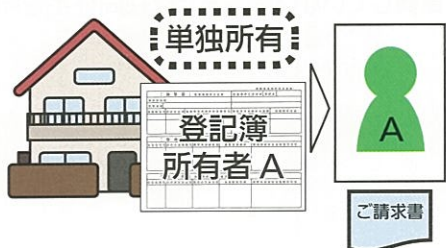

※本請求書にご記入いただいたご家族（世帯構成員）の情報やご住所は、住民票などにより確認させていただきます。

※住民票が複数に分かれている場合でも、一つの居住空間にお住まいの方は、一世帯としてご請求ください。

※二世帯住宅であることは、平成23年1月から平成23年3月までのいずれかの月が含まれるご請求者さま（もしくは世帯構成員の方）名義の電気料金領収証（原本）により確認させていただきますが、電気契約が分かれていない場合は、建築設計図面（コピー）・写真・現地調査等により確認させていただきます。

## 対象区域外に居住されていた方

建物所有者（または賃借人）さま単位でご請求ください。

	単独での所有（または賃借）	共同での所有（または賃借）
住宅の 所有（賃借）状況		
ご請求書の数	1通	2通

## ④ 定型による賠償金額

### 1. 対象区域内に居住されていた方

#### A 一般家財の賠償について

多くのご請求者さまが一般的に所有されていることが想定される家財について、平成23年3月11日時点における世帯人数・家族構成に応じて設定した定額を賠償させていただきます。

##### 単身世帯

居住されていた場所	単身の場合	学生(中学生・高校生・大学生・専門学校生等)
帰還困難区域	325万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円
避難指示解除準備区域		

##### 複数人世帯

居住されていた場所	世帯基礎額	構成員の加算額	
		大人1名あたり	子ども1名あたり
帰還困難区域	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域			

※「帰還困難区域」につきましては今後も立ち入り制限があることから、持ち出しできる家財が限定的になることを考慮し、「居住制限区域」および「避難指示解除準備区域」と賠償金額が異なります。

※平成23年3月11日以後にお亡くなりになった方も世帯構成員に含めて賠償金額を算出させていただきます。

※学生、大人、子どもの定義につきましては、4ページをご参照ください。

#### 【警戒区域・計画的避難区域について】

警戒区域・計画的避難区域(の見直し未了区域)につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

#### B 高額な家財の賠償について

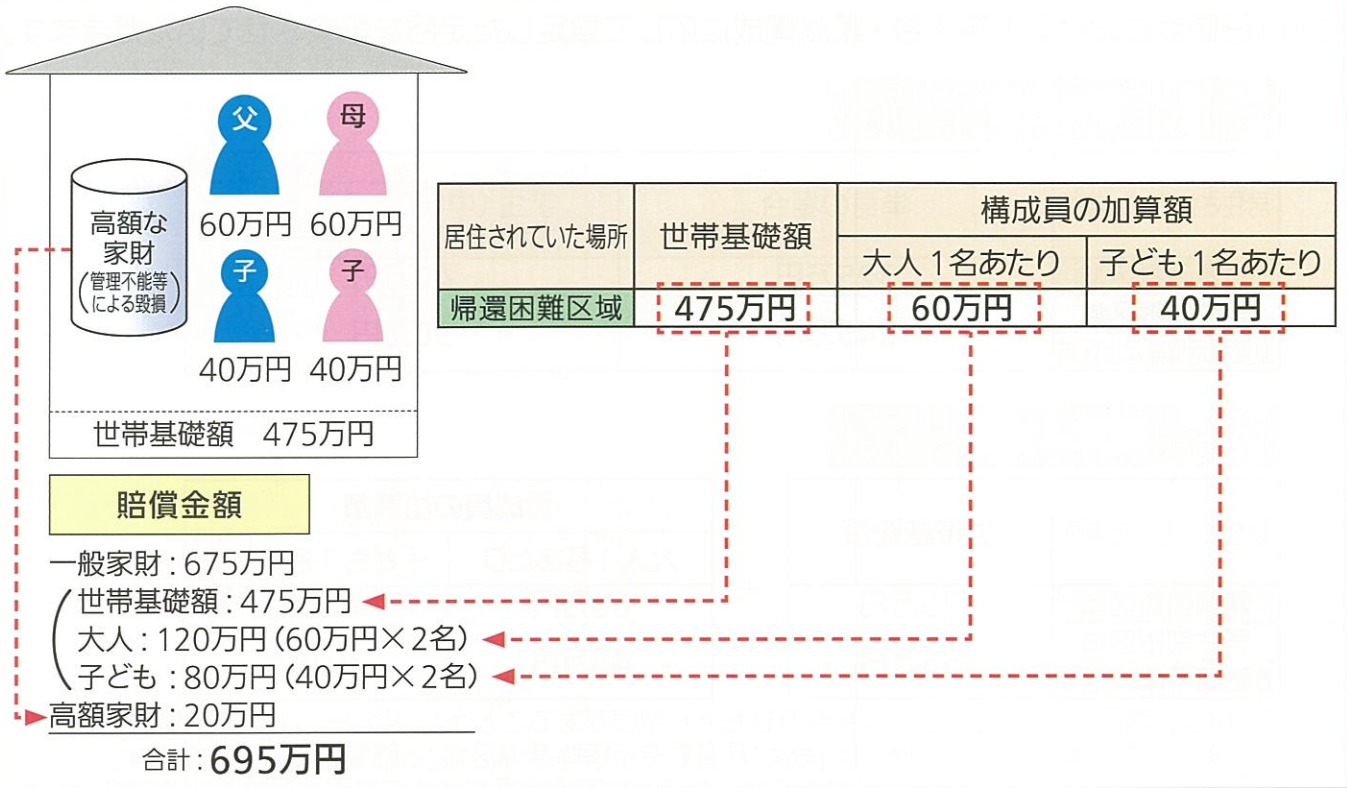
高額な家財が、避難等にもなう管理不能等により毀損した場合は、一般家財の定型賠償とは別に修理・清掃費用相当額として一世帯あたり20万円を定額にて賠償させていただきます。

居住されていた場所	一世帯あたり賠償金額
帰還困難区域	20万円
居住制限区域	
避難指示解除準備区域	

※高額な家財を所有されていたこと、および修理・清掃が必要になった状況を本請求書にご記入ください。  
 ※一品あたりの過去の購入金額が30万円以上の高額な家財については、各ご家庭で所有状況等が異なることから、一般家財の定型賠償には含まれておりません。

## ● 算出例

帰還困難区域内に居住されていた世帯(大人2名・子ども2名)



## 2. 対象区域外に居住されていた方

## C (対象区域外に居住されていた方の) 対象区域内の家財の賠償について

対象区域外に居住されていた方について、平成23年3月11日時点において対象区域内に自己使用目的で所有<sup>※1</sup>・賃借している住宅<sup>※2</sup>内で所有されている家財に管理不能等による毀損が発生した場合は、簡易にご請求いただく観点から、修理・清掃費用相当額として、所有者<sup>※3</sup>お一人さまあたり<sup>※4</sup>10万円を定額にて賠償させていただきます。

住宅のあった場所	1名あたり賠償金額
帰還困難区域	10万円
居住制限区域	
避難指示解除準備区域	

※1 ご請求いただいた内容を確認させていただく際に、一般に公開された不動産登記情報により住宅の所有者さまを確認させていただきます。

※2 所有・賃借されている住宅に別の方が居住されている場合は、ご請求いただけません。

※3 共有名義で住宅を所有・賃借している場合、家財をお持ちの方が対象となります。

※4 住宅を複数所有している場合でも、お一人さまあたり10万円とさせていただきます。

**別途ご案内させていただく個別評価による賠償について**  
**※事前にご一読いただき、個別評価による賠償をご希望される場合は、**  
**あらかじめ下記の書類等のご用意をお願いいたします。**

## ⑤ 今回の定型による賠償金額を超える損害の賠償

避難等にもなう管理不能等により毀損した家財について、修理ができる場合は修理いただいたうえでその修理費を、また修理ができない場合等につきましては本件事故発生時点の時価相当額<sup>※1</sup>を損害額として合算し、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が今回の定型による賠償金額を超えた場合は、その超過分を別途賠償させていただきます。

賠償にあたっては、下記のそれぞれの項目ごとに賠償させていただきます。

- A 一般家財の賠償について**
- B 高額な家財の賠償について**
- C (対象区域外に居住されていた方) 対象区域内の家財の賠償について**

(例えば高額な家財であれば、今回、定型により20万円の定額賠償を実施させていただいてありますが、定額20万円の超過分を別途賠償させていただきます)

なお、対象区域内の複数の住宅に所有されている家財についても、あわせてご請求いただけます。具体的なご請求方法につきましては、あらかじめご案内させていただきますが、ご請求にあたっては、あらかじめ以下の書類をご用意いただきますようお願いいたします。

ご確認させていただく内容	ご用意をお願いする書類
家財をお持ちだったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象となる家財がすべて写っている写真(一品単位ではなく、一部屋単位で可)(★)</li> <li>●対象となる家財の一覧<sup>※2</sup>(★)</li> </ul>
管理不能等による毀損状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家財の修理・清掃に要したすべての費用の領収書(原本)</li> <li>《高額な家財が修理不能な場合は、下記の書類をご用意ください》</li> <li>●修理不能証明書(同封の書式をご活用ください)(★)</li> <li>または管理不能等によって毀損した原因(管理不能による雨漏り、野生化した家畜の侵入等)が確認できる写真(★)</li> </ul>
過去の購入金額および購入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>《高額な家財のみ、下記の書類をご用意ください》</li> <li>●過去の購入金額(または事故発生時点の時価)および購入時期が確認できる書類</li> <li>・領収書、レシート、パンフレット、クレジットカードの利用明細、鑑定書など</li> </ul>

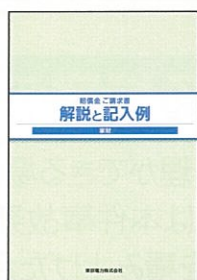
詳細は、別途ご案内する個別賠償時にご説明させていただきますが、個別賠償では個別の損害をご確認させていただく関係上、修理不能等により家財を廃棄する前に(★)をご用意ください。

※1 個々の家財の時価相当額は、購入価格ではなく、購入金額から経年を考慮した価値減少分を控除させていただいた額となります。

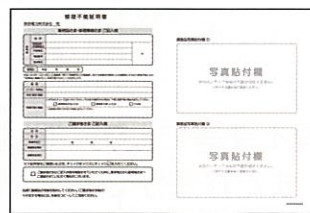
※2 別途、簡易にご記入いただける様式をご案内いたしますが、廃棄前に「品目、購入金額、場所(部屋)」を記録していただくことを推奨いたします。高額な家財や個別性の高い一般家財は、型式などの製品の情報および販売店さまの情報を、上記に追加して、記録していただきますよう、お願いいたします。

## ⑥ご請求の手順について

## i. 同封書類をご確認ください。

賠償金ご請求書  
家財賠償金ご請求書  
解説と記入例 (本冊子)

本請求書における対象区域のご説明



修理不能証明書※1

返信用封筒  
(レターパック)※2

※1 今回のご請求では使用いたしません。別途ご案内する個別賠償のご請求時のためにご用意いただくものです。  
 ※2 赤色の場合もございます。

## ii. ご請求書にご記入ください。

必ずご確認くださいおよびご記入ください。

I ご請求者さまの情報

II ご請求金額

お住まいの地域にあわせてご請求書をご記入ください。

対象区域内に居住されていた方の家財賠償

対象区域外に居住されていた方の家財賠償

本請求書8～10ページに必要事項をご記入ください。  
 ※本請求書11ページ以降にご記入いただく必要はありません。

本請求書11ページに必要事項をご記入ください。

### iii. お住まいの区域に応じてご請求に必要な書類をご用意ください。

#### ご請求金額確認のための書類

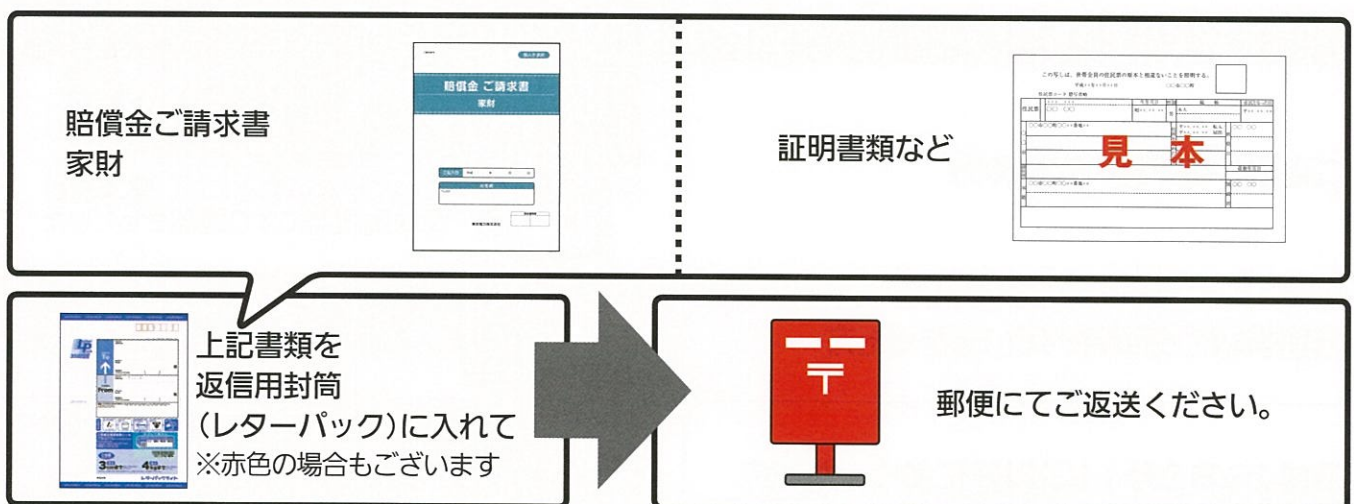
	平成23年3月11日時点の状況がわかる書類	
	対象区域内に居住されていた方	対象区域外に居住されていた方
対象区域の住宅を所有されている場合	・住民票の写し(原本)	・住民票の写し(原本) ・所有されている住宅の電気料金領収証(原本) <sup>※1 ※2</sup>
対象区域の住宅を賃借されている場合	・住民票の写し(原本)	・住民票の写し(原本) ・賃借されている住宅の賃貸借契約書(コピー) ・賃借されている住宅の電気料金領収証(原本) <sup>※1</sup>

これまでに他の賠償でご提出いただいている方はご提出いただく必要はございません。必要に応じて、上記の書類以外に追加でご用意いただく場合もございます。本冊子15～16ページをご参照ください。

※1 平成23年1月分～3月分のいずれか一つ

※2 共有名義で所有されている方で、ご自身が電気料金契約者でない場合は、コピーも可

### iv. 必要書類をご返送ください。



- ・ご返送いただいた書類はレターパックのお問い合わせ番号により追跡調査が可能です。
- ・ご請求書類到着後、「賠償金ご請求書受付のお知らせ」を送付させていただきます。
- ・必要に応じて、ご請求内容やご提出いただいた書類等につきまして確認をさせていただいたうえで、合意書を送付させていただきます。
- ・合意書をご確認いただきご署名・ご捺印のうえ、ご返送いただいた後、1週間をめぐりご指定の口座にお振込させていただきます。



## ⑦ご請求にあたっての確認事項

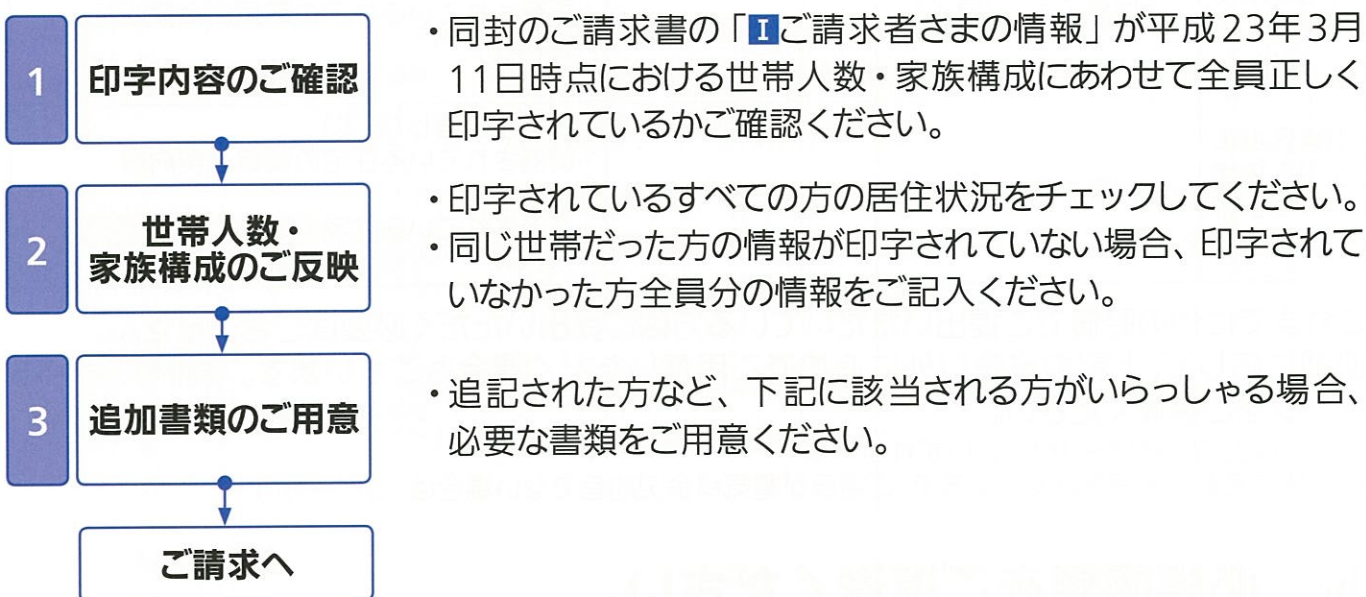
## 対象区域内に居住されていた方

ご請求書の作成は、居住空間を共にされていた世帯単位でお願いいたします。

本請求書には、ご請求者さまの情報などをご記入いただき、必要な書類とあわせてご提出ください。

同封のご請求書の「**I**ご請求者さまの情報」には、これまでに弊社宛にご提出いただいたご請求書・住民票の情報をもとに、お名前などを印字させていただいております。(過去に賠償金支払実績のある方のみ)

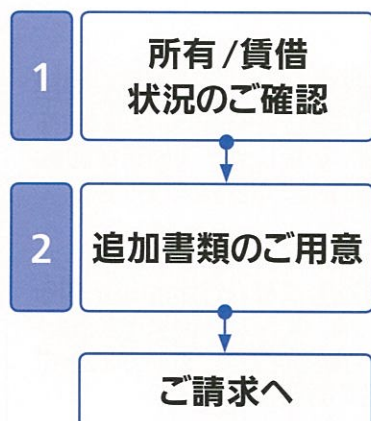
今回の賠償金額は、平成23年3月11日時点における世帯人数・家族構成に応じて賠償金額を算出させていただきます。本請求書に印字された内容が、平成23年3月11日時点における世帯人数・家族構成と異なる場合は、実際の居住状況にあわせ、追加記入などの修正をお願いいたします。



追加書類が必要な方	ご用意いただく追加書類
二世帯住宅にお住まいの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの世帯のご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金の領収証(平成23年1月分～3月分のいずれか一つ) ※電気契約が分かれていない場合には、建築設計図面・写真・現地調査等により確認させていただきます。</li> </ul>
本請求書に印字されていない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月11日時点における居住がわかる住民票の写し(原本)または住民票の除票の写し(原本)</li> </ul>
平成23年3月11日以後にお亡くなりになった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>お亡くなりになったことが確認できる住民票の除票の写し(原本) ※必要に応じて、被相続人・相続人の戸籍謄本や遺産分割協議書等により、相続関係を確認させていただきます。</li> </ul>
本件事故発生後に財産分与が行われ賠償金の一部の受け取りを希望される方 ※詳細は本冊子19ページをご参照ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償金分与に関する協議書</li> </ul>

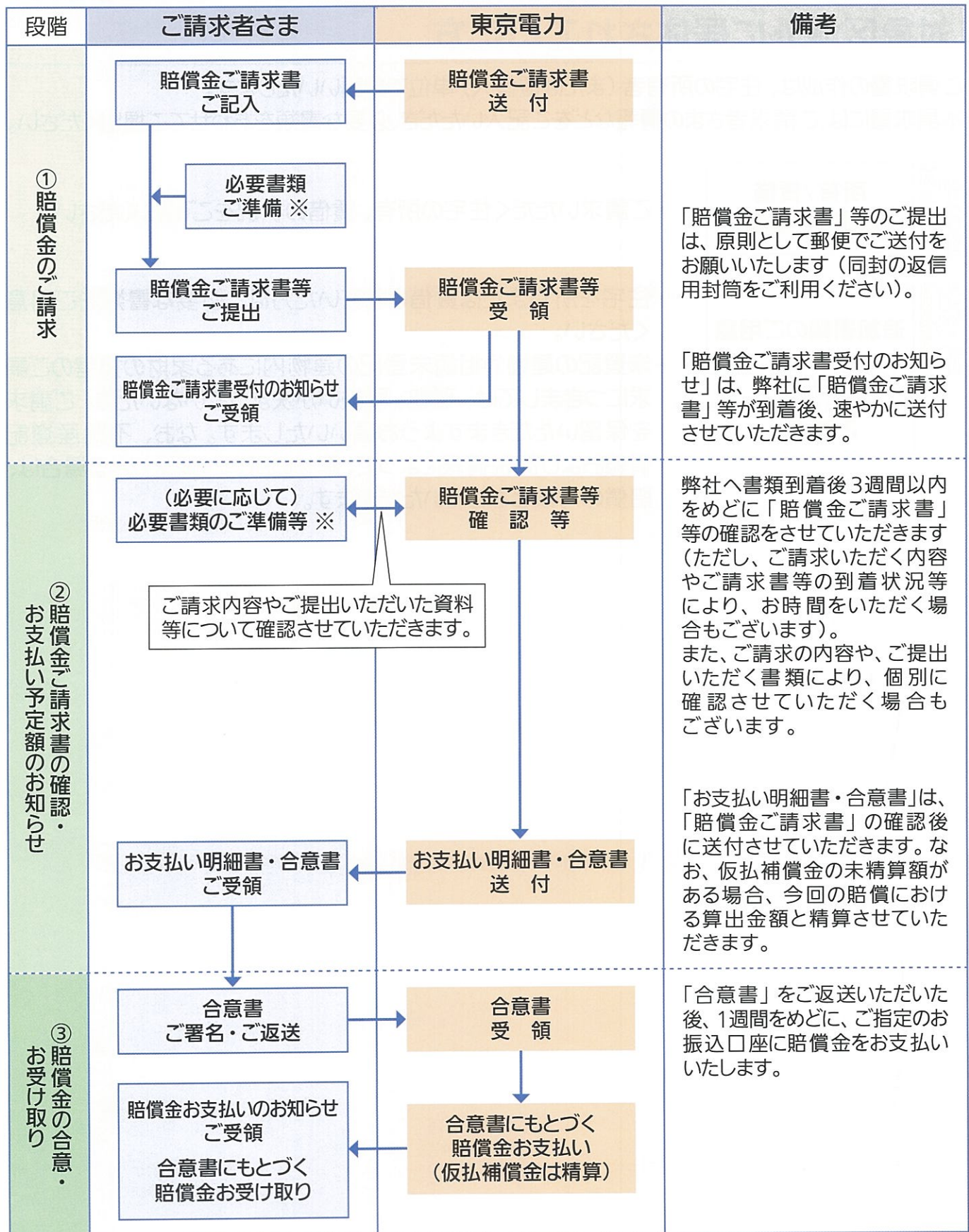
## 対象区域外に居住されていた方

ご請求書の作成は、住宅の所有者（または賃借人）単位でお願いいたします。  
本請求書には、ご請求者さまの情報などをご記入いただき、必要な書類をあわせてご提出ください。



- ご請求いただく住宅の所有、賃借の状況をご確認ください。
- 住宅を所有または賃借されていた方は、必要な書類をご用意ください。
- 未登記の建物や相続未登記の建物内にある家財の損害のご請求につきましては、現在、取扱いが決まっていないため、ご請求を保留いただきますようお願いいたします。なお、不動産登記情報および課税情報によって、建物の所有が確認できる場合は、賠償の対象とさせていただきます。

## ⑧お支払いまでの標準的な流れ



※ 原則として、原本の提出をお願いいたします。ご提出いただいた証明書類の原本は、ご希望がございましたら、弊社より返送させていただきます。

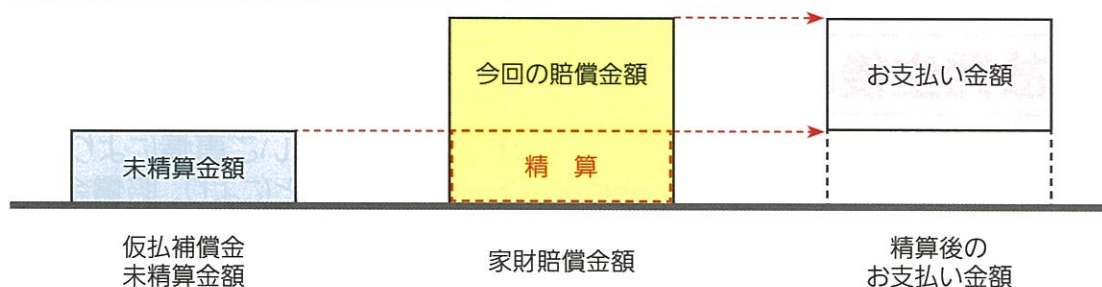
## ⑨ 留意事項

### 今回のご請求における精算について

#### ● 仮払補償金との関係について

弊社では、平成23年5月より、段階的に仮払補償金をお支払いしております。仮払補償金を受け取られていて未精算額がある場合は、その金額を、今回の賠償における算出金額と精算させていただきます。

【今回の賠償における仮払補償金の精算イメージ】



※今回の賠償における算出金額が仮払補償金の未精算金額よりも少ない場合、今回のお支払い金額がゼロ円となります。また、仮払補償金未精算金額から今回の算出金額を控除した差額を、今後行われる他の賠償における算出金額と精算させていただきます。

#### ● 建物の修復費用等に係る賠償金との関係について

弊社では、平成24年7月より建物の修復を目的とした「建物の修復費用等に係る賠償金」をお支払いしております。こちらにつきましては、今回の賠償における算出金額との精算は行いません。

### 賠償金のお支払いについて

#### ● 賠償金のお支払いについて

賠償金のお支払いにつきましては、ご請求の内容、ご事情等を確認させていただき、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。本件事故との相当因果関係が認められないと考えられる場合や、ご請求金額について社会通念上相当な金額を超えていると判断される場合は、お支払いできないか、またはお支払い金額を減額させていただきますことをご容赦ください。

#### ● お支払い後の賠償金額変更にもなう精算について

お支払いいたしました賠償金額が変更となる場合、今回の賠償金お支払いに関し、後日精算のお願いをさせていただきます場合がございますことをご容赦ください。

#### ● 賠償金の重複払いにもなう精算について

過去の賠償において、賠償金を重複してお支払いしている場合には、その重複金額を今回の賠償金にて精算させていただきます。

#### ● 損害保険金を受領されている場合について

ご請求の対象となっている資産について、本件事故による損害を原因として\*損害保険金(共済事業による給付等を含みます)を受領されている場合には、賠償金額から控除させていただきます。

※地震・津波による損害に対して支払われた損害保険金を除きます。

## ペットの賠償について

避難生活を余儀なくされたことにより、ペットと離別あるいは死別された場合の価値相当額の損害は今回の定型賠償に含めておりますが、購入時金額が30万円以上の場合は、定型による賠償金額を超えた場合の実費賠償時に購入金額の全額を賠償させていただきます。また、ペットとの離別・死別に対する精神的損害につきましても考慮させていただく場合がございますので、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(電話:0120-926-596)までお問い合わせください。

## 本件事故発生後に財産分与が行われている場合

本件事故発生後に諸事情により財産分与が行われ、やむを得ないご事情により賠償金の一部受け取りをご希望される場合は、所定の書類をご提出いただくことにより、賠償金額を分割してご請求いただけます。

なお、他の賠償で賠償金を分割してご請求された方には、本請求書の代わりに「賠償金ご請求方法のご案内(家財)」を送付し、当賠償につきましてもご案内しておりますので、分割請求をご希望される方の中で、必要書類のご記入をお願いいたします。

### ● ご請求方法

- ①分割ご希望のご連絡【ご請求者さま⇒東京電力】  
裏表紙に記載の弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤルにご連絡ください。
- ②「賠償金ご請求書 家財」と「賠償金分与に関する協議書」のご送付。  
【東京電力⇒ご請求者さま】
- ③分割請求をご希望される方の中での合意形成、「賠償金分与に関する協議書」の作成。  
【代表者さま⇄代表者さま】
- ④「賠償金ご請求書 家財」、「賠償金分与に関する協議書」のご送付。  
【ご請求者さま⇒東京電力】  
※分割請求をご希望される方は、必ず「賠償金分与に関する協議書」をご送付ください。

### ● 必要書類

	追加でご用意いただきたい書類
賠償金の分割請求	・賠償金分与に関する協議書 (別途送付する「賠償金分与に関する協議書」をご活用ください)

# 2

## ご請求書の記入例

I	ご請求者さまの情報	21
II	ご請求金額	27
A <sub>1</sub>	対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)	31
A <sub>2</sub>	対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)	33
B	対象区域内に居住されていた方の高額な家財	35
C	対象区域外に居住されていた方の 対象区域内の住宅の家財	37

I

ご請求者さまの情報

記入例:「解説と記入例」21~22ページをご参照ください。

本書類のご説明 代表者さまの基本的な情報およびお振込口座をご記入いただく書類です。

1 代表者さまの情報

お名前	フリガナ ヤマダ タロウ	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	山田 太郎		
生年月日	<input type="checkbox"/> 1 明治 <input type="checkbox"/> 2 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 3 昭和 <input type="checkbox"/> 4 平成	お申し出番号	X X X X X X X X X X
	XX 年 XX 月 XX 日		
郵送先 (現住所)	〒XXX-XXXX	福島県××市XXX XX-XX	
	電話 XXXX-XX-XXXX		

●以下に仮払補償金の未精算額が事前印字されています。印字されていない場合でも、ご記入は不要です。

仮払補償金の未精算額	仮払補償金(平成23年4月お支払い開始)	XXX,XXX 円
	追加仮払補償金(平成23年7月お支払い開始)	XXX,XXX 円

※上記「仮払補償金の未精算額」は平成 XX 年 XX 月 XX 日現在のデータにもとづくものです。

2 お振込口座 ※ご記入いただく際は、代表者さまご本人名義の口座をご記入ください。

1 お申し出済み お振込口座

※「お申し出済みお振込口座」に記載がない場合や、記載内容にご変更がある場合のみ、以下のいずれか一方にご記入ください。  
 ※「金融機関」もしくは「ゆうちょ銀行」の口座のどちらか一方をご記入ください(両方ご記入いただいた場合は、「金融機関」にお振込みいたします)。

2

金融機関	銀行名	〇〇 銀行 〇〇 農協 〇〇 組合	×× 本店 〇〇 本所 〇〇 支所	金融機関コード	× × × × × × × ×	支店コード	× × × × × × × ×
	口座番号	× × × × × × × × (右つめでご記入ください)	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 1 普通預金 <input type="checkbox"/> 2 当座預金			
	口座名義	フリガナ(セイ) ヤマダ (メイ) タロウ 漢字(姓) 山田 (名) 太郎					
ゆうちょ銀行	通帳記号番号	1 0	番号(8桁) 受取口座番号(7桁) 1				
	口座名義	フリガナ(セイ) (メイ) 漢字(姓) (名)					

3 ご提出いただく書類(この用紙にホチキス留めしてください)

●これまでに他の賠償を受けられたことがなく、本人確認書類をご提出いただいていないご請求者さまは、以下の書類をご提出ください(すでにご提出いただいている方はご提出いただく必要はございません)。

ご提出が必要な方	ご提出いただく書類
平成23年3月11日時点で対象区域内に居住されていたが、住民票を異動されていない方	・住民票の写し(原本)(平成23年3月11日時点での世帯全員の居住が記載されたもの)
平成23年3月11日時点で対象区域内に居住されていたが、住民票を異動された方	・住民票の除票の写し(原本)(平成23年3月11日時点に対象区域内への居住が確認できるもの)
平成23年3月11日時点で対象区域外に居住されていた方	・住民票の写し(原本)(平成23年3月11日時点での居住が確認できるもの)

## 留意点

- 個人情報が入力済みの場合は、内容にお間違いがないかをご確認ください。
- 必要な情報が印字されていない場合は、ご記入ください。
- お名前やお振込口座に誤りがある場合は、お支払いできなくなることがございますので、お間違いのないようにご記入ください。
- 内容を訂正される場合は、二重線 (⊖⊖) で取り消していただき、正しい内容をご記入ください。訂正印は不要です。

- 「お申し出済みお振込口座」がある場合は、あらかじめ印字しております。誤りがないかご確認ください。

1

お申し出済み  
お振込口座

〇〇銀行 ××支店 普通 123\*\*\*\*  
ヤマダ タロウ

※個人情報保護のため口座番号の下4桁をアスタリスク(\*印)で表示しております。

- 「お申し出済みお振込口座」に記載がない場合や記載内容にご変更がある場合のみ、ご記入ください。
- 代表者さまご本人名義の口座情報をご記入ください。
- 「金融機関」もしくは「ゆうちょ銀行」の口座いずれか一方をご記入ください（両方ご記入いただいた場合は、「金融機関」にお振込みいたします）。
- 金融機関コード、支店コードはおわかりになる場合はご記入ください。
- 金融機関の口座番号が7桁に満たない場合は、右づめで記入し頭に0（ゼロ）をご記入ください。
- ゆうちょ銀行の記号は左端から5桁のみをご記入ください。通帳を再発行した場合の「-2（ハイフンおよび回数）」をご記入いただく必要はございません。
- ゆうちょ銀行の番号が8桁に満たない場合は、右づめで記入し頭に0（ゼロ）をご記入ください。

2



## I

## ご請求者さまの情報

記入例:『解説と記入例』23～24ページをご参照ください。

本書類のご説明 代表者さまが確認事項に同意いただく書類です。

## 4 確認事項


下記の確認事項をご確認いただき、同意のうえ、必ず代表者ご本人さまにてご署名・ご捺印ください。  
未成年者または成年被後見人の方につきましては、法定代理人の方が署名欄にご署名・ご捺印ください。

代表者(代表請求者 兼 代表受領者)は、以下の事項に同意したうえで、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対し、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する賠償のうち、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、警戒区域・計画的避難区域(見直し済区域を除く)(以下「対象区域」という)に所在する、代表者および各委任者が所有する家財(以下「本件家財」という)の価値に係る賠償を請求します。

- 各委任者は、今回の賠償について、東京電力との間における請求、賠償金額の合意および受領およびこれに関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任します。
- 代表者および各委任者は、次の各号について同意します。
  - 今回の賠償は原則として、平成23年3月11日に対象区域内で居住空間を共有していた単位(以下「世帯」という)にて請求を行うこととし、代表者および各委任者は、当該世帯に含まれる方であること
  - (1)にかかわらず、平成23年3月11日に、対象区域内に居住していない自己所有の居宅で本件家財を所有していた建物所有者は、代表者として今回の賠償を請求すること
  - 個人および世帯に対してすでに支払われた仮払補償金は、東京電力が代表者にお支払いする本件家財に関する賠償金額合計から控除されること
  - 本件家財にかかる賠償のうち、避難等に係る費用等、東京電力が他に行う賠償の対象となっているものについては今回の賠償の対象とはならず、重複して賠償がなされた場合には後日精算されること
  - 本件家財に関する賠償を請求する権利について、第三者に対する譲渡や担保権の設定等をしないこと
  - これまでに東京電力より支払われた賠償金額のうち、重複して賠償がなされた等の理由により精算の対象となる限りにおいて、東京電力が代表者にお支払いする本件家財に関する賠償金額から控除されること
  - 本件家財について、代表者および各委任者を除き賠償を請求する権利を有する者がいないこと
  - 本件家財に関して東京電力に対し賠償を求める損害は、地震あるいは津波による損害を控除した、本件事故による損害であることを前提としたものであり、後日、地震あるいは津波による損害が含まれていることが判明した場合は精算されること
  - 本件家財に関する賠償について、本確認事項、請求書および証明書類の成立、内容は真実であること、また、これらについて東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくとともに、事実と異なることが判明した場合には後日精算されること
  - 本件家財について、本件事故による損害を原因として損害保険金を受領した場合には、東京電力が請求者にお支払いする本件家財に係る賠償金額合計から控除されること
  - 本件家財に関する賠償がなされた後も、引き続き本件家財の所有権を有すること
  - 国や自治体等から東京電力に対し本件家財の移動や廃棄処分の要請がなされた場合など、やむを得ない事情があるときは、東京電力において、本件家財および本件家財に付随する財物の移動および廃棄処分並びにこれら作業に伴う本件家財の所在地への立入等を行いうることを認め、もしくはこれらに協力すること
  - 本件家財に関する賠償について、賠償金のお支払いその他関連手続に必要な限度で、本請求書および証明書類に記入された個人情報を金融機関その他必要な第三者に東京電力が提供・開示させていただくこと

以上

**代表者さまご記入欄** 必ず代表者ご本人さまにてご署名・ご捺印ください。

代表者	お名前	ご本人(自署)	印鑑
		山田 太郎	

※なお、代表者さま以外のご家族の方(委任される方)に同意いただくための書類は本請求書3～5ページにごございますので、必ず上記の確認事項をご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。

## 留意点

- 本書類は各世帯において、代表者さまが確認事項に同意いただく書類です。
- 代表者さまは、確認事項をご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。
- 家財に関する賠償は、原則として、平成23年3月11日時点の世帯（平成23年3月11日時点で居住空間と生計を共にしており、生活に必要な資産を共有していた方々、または独立して生計を営む単身者の方）の単位でご請求ください。

I

ご請求者さまの情報

記入例:『解説と記入例』25~26ページをご参照ください。

**本書類のご説明** 対象区域内に居住されていたご請求者さまが基本的な情報をご記入のうえ、確認事項に同意・委任していただく書類です。

- 平成23年3月11日時点のご住所と同じ世帯として居住されていた方全員分の情報が印字※されていることをご確認ください。平成23年3月11日時点のご住所と同じ世帯として居住されていた方の情報が印字されていない場合は、印字されていない方全員分の情報をご記入ください。
- 追加記入いただいた方のうち、過去に本人確認書類をご提出いただけていない方については、平成23年3月11日時点のご住所に居住されていたことが確認できる**住民票の写し(原本)**または**住民票の除票の写し(原本)**をご提出ください。
- 平成23年3月11日時点のご住所に居住されていたが、現在はお亡くなりになっている方がいらっしゃる場合は、お亡くなりになった方の平成23年3月11日時点の居住されていたことが確認できる**住民票の除票の写し(原本)**をご提出ください。
- 代表者さま以外のご請求者さま(委任される方)は、本請求書2ページの「**4**確認事項」を必ずご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。
- 平成23年3月11日時点の婚姻状況については、平成5年4月2日以降に生まれた方で既婚者の方のみ、チェック☑を入れてください。
- 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていた方が対象区域内に住宅を所有または賃借していた場合は本ページのご記入は不要です。

※ 賠償金のお支払い実績のある方については、弊社宛にご提出いただいたご請求書・住民票をもとに印字しております。

<b>1</b>	平成23年3月11日に居住されていたご住所 福島県〇〇郡〇〇町XXXX XX-XX	左記住所の区域	<b>2</b>
----------	--	---------	----------

**3** 上記のご住所に居住されていた方全員分の情報が印字されていることを確認し、印字されていない場合は、追加でご記入のうえ、チェック☑を入れてください。

平成23年3月11日時点の住所と同じ世帯に居住していた世帯構成員がすべて印字または記入されていることを確認しました。

「居住状況」欄で「居住していた」にチェック☑を入れた代表者さま以外の方は委任者として本請求書2ページの「**4**確認事項」をご確認のうえ、必ずご署名・ご捺印ください。(代表者さま以外のご請求者さまが未成年の場合や自署が困難な場合は、親権者等の代理人の方が代表者さま以外の方のお名前を代理でご記入しご捺印ください。)

上記のご住所への居住状況にチェック☑を入れてください。詳しくは「解説と記入例」の26ページをご参照ください。

<b>4</b>	代表者	お名前 フリガナ ヤマダ タロウ 山田 太郎	署名欄(自署または代理人による記入)	印鑑	居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった
		お申し出番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	ご連絡先(電話番号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
		生年月日 <input type="checkbox"/> 1 明治 <input type="checkbox"/> 2 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 3 昭和 <input type="checkbox"/> 4 平成 〇〇年〇〇月〇〇日	婚姻状況 <input checked="" type="checkbox"/> 1 既婚 <input type="checkbox"/> 2 未婚		
<b>5</b>	委任者①	お名前 フリガナ ヤマダ ハナコ 山田 花子	署名欄(自署または代理人による記入) 山田 花子	印鑑 	居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった
		お申し出番号 △△△△△△△△△△△△	ご連絡先(電話番号) △△△△-△△-△△△△		
		生年月日 <input type="checkbox"/> 1 明治 <input type="checkbox"/> 2 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 3 昭和 <input type="checkbox"/> 4 平成 △△年△△月△△日	婚姻状況 <input checked="" type="checkbox"/> 1 既婚 <input type="checkbox"/> 2 未婚		
<b>6</b>	委任者②	お名前 フリガナ ヤマダ シロウ 山田 次郎	署名欄(自署または代理人による記入) 山田 次郎	印鑑 	居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった
		お申し出番号 XXXXXXXXXXXX	ご連絡先(電話番号) XXXX-XX-XXXX		
		生年月日 <input type="checkbox"/> 1 明治 <input type="checkbox"/> 2 大正 <input type="checkbox"/> 3 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 4 平成 XX年XX月XX日	婚姻状況 <input type="checkbox"/> 1 既婚 <input checked="" type="checkbox"/> 2 未婚		

本請求書2ページの「**4**確認事項」をご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。

弊社使用欄

## 留意点

- 平成23年3月11日時点のご住所に居住されていた方の情報が印字されていない場合は、必ずその方の情報をご記入ください。
- 印字されている情報に誤りがある場合は、二重線(⊖⊖)で取り消していただき、正しい内容をご記入ください。
- 「居住状況」欄で「居住していた」にチェック☑された方(委任された方)は、本請求書2ページの「I4 確認事項」をご確認のうえ、必ずご本人さまにてご署名・ご捺印ください。それ以外にチェック☑された場合についてはご署名・ご捺印いただく必要はありません。

- ① ●平成23年3月11日時点で居住されていたご住所を印字しております。  
印字がない場合は、平成23年3月11日時点で居住されていたご住所をご記入ください。
- ② ●平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の対象区域を印字しております。  
印字がない場合は、ご記入不要です。
- ③ ●対象区域内に居住されていた方は、内容をご確認のうえ、必ずチェック☑を入れてください。

●平成23年3月11日時点の居住状況について該当するものにチェック☑を入れてください。

居住状況	印字されたご住所	印字された居住状況	ご署名・ご捺印
<input checked="" type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	平成23年3月11日時点のご住所に居住されていた方	<input checked="" type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	ご署名・ご捺印 ください
<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input checked="" type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	平成23年3月11日時点のご住所に居住されていたが、現在はお亡くなりになった方	<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input checked="" type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	ご署名・ご捺印は 不要です
<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input checked="" type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	平成23年3月11日時点のご住所に居住されていたが、諸事情により、本請求書とは別のご請求書にて家財のご請求を行う方 (詳細は本冊子19ページご参照)	<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input checked="" type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	ご署名・ご捺印は 不要です
<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input checked="" type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	平成23年3月11日時点のご住所に居住していなかった方	<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input checked="" type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	ご署名・ご捺印は 不要です
<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input checked="" type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	平成23年3月11日時点のご住所が二世帯住宅で、本請求書の代表者とは別々の居住空間に分かれて居住されていた方 (詳細は本冊子9ページご参照)	<input type="checkbox"/> 1 居住していた <input type="checkbox"/> 2 居住していたが亡くなっている <input type="checkbox"/> 3 居住していた(別請求書で請求) <input type="checkbox"/> 4 居住していなかった <input checked="" type="checkbox"/> 5 二世帯住宅の別世帯であった	ご署名・ご捺印は 不要です  なお、この場合は別請求書での請求となりますので、別世帯の代表者の方は、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤルまでお問い合わせください。 (詳細は本冊子9ページご参照)

- ⑤ ●平成5年4月2日以降に生まれた方で既婚者の方のみ、既婚の欄にチェック☑を入れてください。
- ⑥ ●平成23年3月11日時点のご住所に同じ世帯として居住されていた方の情報がご請求書に印字されていない場合は、必ずその方の情報をご記入ください。

## II

## ご請求金額

記入例:『解説と記入例』27~28ページをご参照ください。

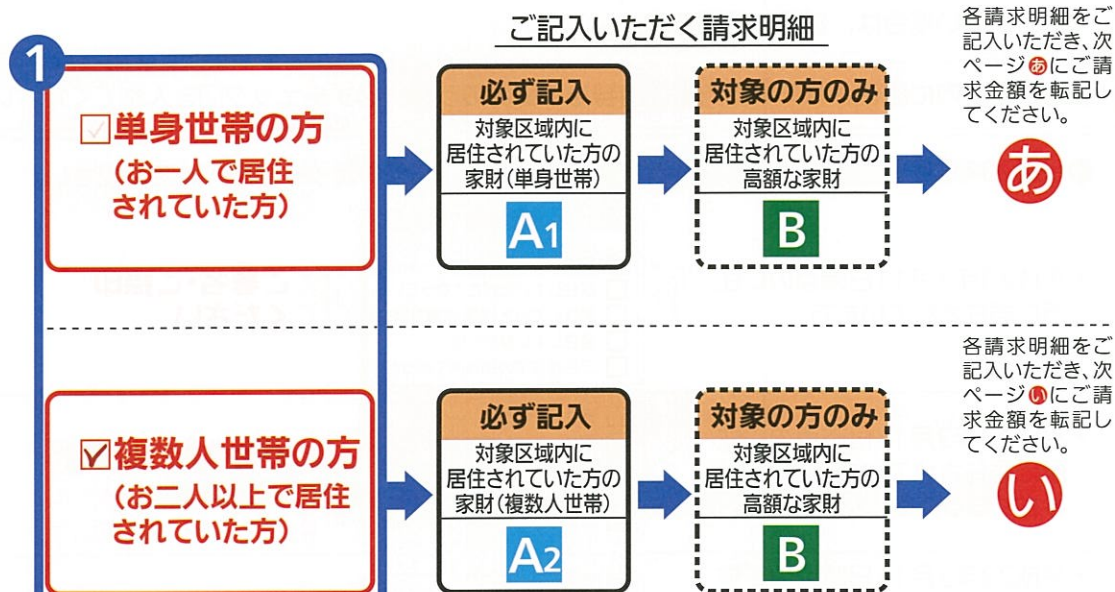
本書類のご説明 ご記入いただく請求明細をご確認いただく書類です。

## 1 ご記入いただく請求明細の確認

- 平成23年3月11日時点に対象区域内にお一人で居住されていた方は「単身世帯の方」、お二人以上で居住されていた方は「複数人世帯の方」にチェック☑を入れ、ご記入いただく請求明細をご確認ください。
- 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていたが、対象区域内に住宅を所有または賃借されていた方で、その住宅の家財のご請求を行う方は「対象区域外に居住されていた方」にチェック☑を入れ、ご記入いただく請求明細をご確認ください。
- 「単身世帯の方」、「複数人世帯の方」、「対象区域外に居住されていた方」のいずれか1つにチェック☑を入れてください。

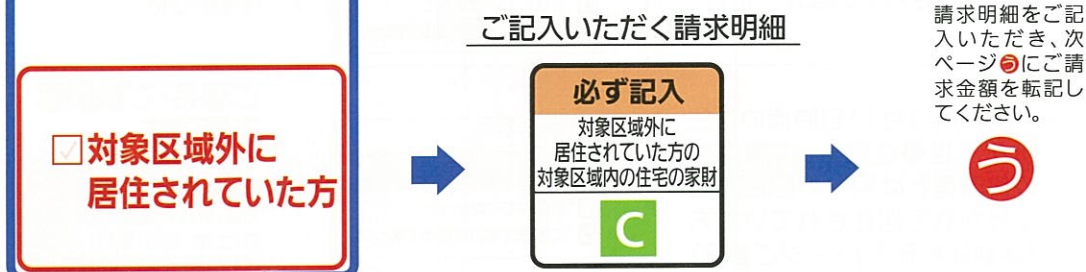
## ①平成23年3月11日時点に対象区域※内に居住されていた方

※ 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、警戒区域および計画的避難区域(見直し済区域を除く)



## ②平成23年3月11日時点に対象区域※外に居住されていたが、対象区域内に住宅を所有または賃借されていた方

※ 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、警戒区域および計画的避難区域(見直し済区域を除く)



1

●「単身世帯の方」、「複数人世帯の方」、「対象区域外に居住されていた方」のいずれか1つにチェック☑を入れてください。

## II

## ご請求金額

記入例：『解説と記入例』29～30ページをご参照ください。

本書類のご説明 家財のご請求金額を算出していただく書類です。

## 2 ご請求金額

- 本請求書6ページの「■ご記入いただく請求明細の確認」でご確認いただいた<sup>あ</sup>、<sup>い</sup>、<sup>う</sup>のうち該当する項目へ一つのみ、金額をご記入ください。
- 本請求書8ページ以降の各請求明細をご記入のうえ、本ページの「ご請求金額」欄の該当する項目に転記いただき、ご請求金額合計を算出してください。

請求明細	記入方法	ご請求金額
<b>A1</b> 対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)	A1の <sup>あ</sup> より転記	万円 <sup>1</sup>
<b>B</b> 対象区域内に居住されていた方の高額な家財	Bの <sup>い</sup> より転記	万円 <sup>2</sup>
<b>対象区域内に居住されていた方(単身世帯)のご請求金額合計</b>		万円 <sup>1+2</sup>

請求明細	記入方法	ご請求金額
<b>A2</b> 対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)	A2の <sup>い</sup> より転記	635 万円 <sup>3</sup>
<b>B</b> 対象区域内に居住されていた方の高額な家財	Bの <sup>い</sup> より転記	20 万円 <sup>4</sup>
家財のご請求に関し、本件事故発生後に財産分与が行われ、やむを得ないご事情により賠償金の一部受け取りを希望される場合は、以下をご記入ください。		
賠償金分与割合	賠償金分与に関する協議書より転記	100分の <sup>5</sup>
分割後の家財のご請求金額		万円 <sup>6=(3+4)×5</sup>
<b>対象区域内に居住されていた方(複数人世帯)のご請求金額合計</b>		655 万円 <sup>3+4、または6</sup>

請求明細	記入方法	ご請求金額
<b>対象区域外に居住されていた方の対象区域内の住宅の家財のご請求金額</b>	Cの <sup>う</sup> より転記	万円 <sup>7</sup>

1

●平成23年3月11日時点に対象区域内に居住されていた単身世帯の方は、本請求書 8 ページの「A1 対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)」にご記入のうえ、「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額⑦」の金額を転記してください。

2

●平成23年3月11日時点に対象区域内に居住されていた方で高額な家財のご請求をされる方は、本請求書 10 ページの「B 対象区域内に居住されていた方的高額な家財」をご記入のうえ、「対象区域内に居住されていた方的高額な家財のご請求金額⑧」の金額を転記してください。

3

●平成23年3月11日時点に対象区域内に居住されていた複数人世帯の方は、本請求書 9 ページの「A2 対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)」にご記入のうえ、「対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)のご請求金額⑨」の金額を転記してください。

4

●平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていた方で対象区域内の家財のご請求をされる方は、本請求書 11 ページの「C 対象区域外に居住されていた方に対象区域内の住宅の家財」にご記入のうえ、「対象区域外に居住されていた方に対象区域内の住宅の家財のご請求金額⑩」の金額を転記してください。



A1

## 対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)

記入例:『解説と記入例』31~32ページをご参照ください。

本書類のご説明 単身世帯の方が平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の家財の賠償金をご請求いただく書類です。

## ■ 対象区域内に居住されていた方の家財のご請求 単身世帯

- 平成23年3月11日時点に対象区域内にお一人で居住されていた方は、以下をご記入ください。
- 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていて、対象区域内に住宅を所有または賃借されていた方は、本ページのご記入は不要です。
- 地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

①平成23年3月11日時点のご住所にある住宅が二世帯住宅か否かについて、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

<sup>1</sup> 単身世帯住宅<sup>2</sup> 二世帯住宅<sup>※1</sup> → ご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証、建築設計図面、写真等をご提出ください。

※1 二世帯住宅など別々の居住空間に居住されていた方は、世帯ごとにご請求ください。

②平成23年3月11日時点のご住所にある住宅の地震・津波による倒壊状況について、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

<sup>1</sup> 倒壊または流失していない<sup>2</sup> 倒壊または流失している → 地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

③平成23年3月11日時点のご住所の対象区域および居住されていた方の職業について、いずれかにチェック☑を入れ、ご請求金額を「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額⑦」にご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> <sup>1</sup> 帰還困難区域	<input type="checkbox"/> <sup>1</sup> 学生 <sup>※2</sup> の方	→	40万円
	<input checked="" type="checkbox"/> <sup>2</sup> 学生以外の方	→	325万円
<input type="checkbox"/> <sup>2</sup> 居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)	<input type="checkbox"/> <sup>1</sup> 学生 <sup>※2</sup> の方	→	30万円
	<input type="checkbox"/> <sup>2</sup> 学生以外の方	→	245万円

※2 学生とは、平成23年3月11日時点において独立して生計を営んでいない就学者の方をいいます。

対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額<sup>※3</sup> ⑦ **325** 万円

※3 本請求書7ページの「Ⅳ ご請求金額」の①に転記してください。

対象区域内に居住されていた方の高額な家財をご請求いただく方は、本請求書10ページの「B 対象区域内に居住されていた方の高額な家財」もご記入ください。

## 留意点

■二世帯住宅であることは、平成23年1月～平成23年3月までのいずれかの月が含まれるご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証(原本)により確認させていただきますが、電気契約が分かれていない場合は、建築設計図面(コピー)・写真・現地調査等により確認させていただきます。

●平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の対象区域をご確認いただき、いずれか1つにチェック☑を入れてください。なお、本請求書3ページの「I ご請求者さまの情報」の「平成23年3月11日時点で居住されていたご住所」欄の印字内容が正しく、かつ「左記住所の区域」欄に対象区域が印字されている場合、そちらをご確認のうえ、チェック☑を入れてください。

1

### 平成23年3月11日時点で居住されていたご住所が帰還困難区域にある方

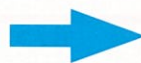
学生の方



以下のとおりチェック☑を入れ、下段の「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額」に40万円とご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 帰還困難区域	<input checked="" type="checkbox"/> 学生 <sup>※2</sup> の方	→
	<input type="checkbox"/> 学生以外の方	→

学生以外の方



以下のとおりチェック☑を入れ、下段の「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額」に325万円とご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 帰還困難区域	<input type="checkbox"/> 学生 <sup>※2</sup> の方	→
	<input checked="" type="checkbox"/> 学生以外の方	→

2

### 平成23年3月11日時点で居住されていたご住所が居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)

学生の方



以下のとおりチェック☑を入れ、下段の「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額」に30万円とご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 学生 <sup>※2</sup> の方	→
	<input type="checkbox"/> 学生以外の方	→

学生以外の方



以下のとおりチェック☑を入れ、下段の「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額」に245万円とご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)	<input type="checkbox"/> 学生 <sup>※2</sup> の方	→
	<input checked="" type="checkbox"/> 学生以外の方	→

A2

## 対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)

記入例:『解説と記入例』33~34ページをご参照ください。

本書類のご説明 複数人世帯の方が平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の家財の賠償金をご請求いただく書類です。

## ■ 対象区域内に居住されていた方の家財のご請求 複数人世帯

- 平成23年3月11日時点に対象区域内にお二人以上で居住されていた方は、以下をご記入ください。
- 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていて、対象区域内に住宅を所有または賃借されていた方は、本ページのご記入は不要です。
- 地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

①平成23年3月11日時点のご住所にある住宅が二世帯住宅か否かについて、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

<sup>1</sup> 単一世帯住宅<sup>2</sup> 二世帯住宅<sup>※1</sup> → ご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証、建築設計図面、写真等をご提出ください。

※1 二世帯住宅など別々の居住空間に居住されていた方は、世帯ごとにご請求ください。

②平成23年3月11日時点のご住所にある住宅の地震・津波による倒壊状況について、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

<sup>1</sup> 倒壊または流失していない<sup>2</sup> 倒壊または流失している → 地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。③平成23年3月11日時点のご住所の対象区域について、いずれか1つにチェック☑のうえ、I 4で「居住していた」、「居住していたが亡くなっている」、「居住していた(別請求書で請求)」にチェック☑した大人<sup>※2</sup>および子ども<sup>※3</sup>の人数を記入し、ご請求金額を算出してください。<sup>1</sup> 帰還困難区域

	人数	加算額	金額
大人	2	人 × 60万円	120 万円 <sup>①</sup>
子ども	1	人 × 40万円	40 万円 <sup>②</sup>
世帯基礎金額			475 万円 <sup>①</sup>
合計			635 万円 <sup>③=①+②+①</sup>

<sup>2</sup> 居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)

	人数	加算額	金額
大人		人 × 45万円	万円 <sup>①</sup>
子ども		人 × 30万円	万円 <sup>②</sup>
世帯基礎金額			355 万円 <sup>①</sup>
合計			万円 <sup>③=①+②+①</sup>

※2 大人とは、平成5年4月1日以前に生まれた方、または平成23年3月11日時点において既婚者の方をいいます。

※3 子どもとは、平成5年4月2日以降に生まれた方(平成23年3月11日時点において既婚者の方を除く)をいいます。

対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)のご請求金額

※4

635 万円

※4 本請求書7ページの「II ご請求金額」の③に転記してください。

対象区域内に居住されていた方の高額な家財をご請求いただく方は、本請求書10ページの「B 対象区域内に居住されていた方の高額な家財」もご記入ください。

## 留意点

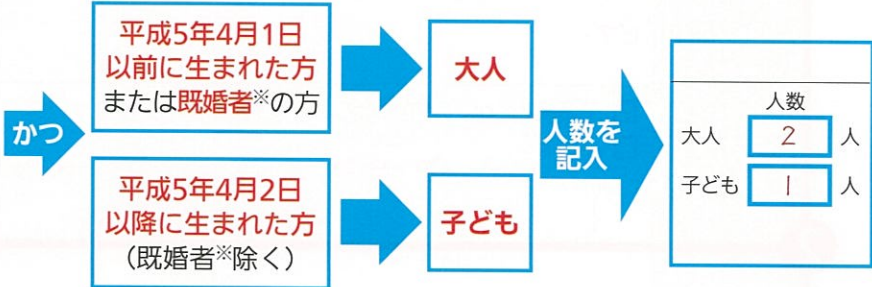
- 二世帯住宅であることは、平成23年1月～平成23年3月までのいずれかの月が含まれるご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証(原本)により確認させていただきますが、電気契約が分かれていない場合は、建築設計図面(コピー)・写真・現地調査等により確認させていただきます。

1

- 平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の対象区域をご確認いただき、いずれか1つにチェック☑を入れてください。なお、本請求書3ページの「I ご請求者さまの情報」の「平成23年3月11日時点で居住されていたご住所」欄の印字内容が正しく、かつ「左記住所の区域」欄に対象区域が印字されている場合、そちらをご確認のうえ、チェック☑を入れてください。

2

- 本請求書3～5ページの「I 4 確認事項」の「居住状況」欄にて、「居住していた」、「居住していたが亡くなっている」、「居住していた(別請求書で請求)」にチェック☑を入れた方について、以下に定義する「大人」と「子ども」それぞれの人数をご記入ください。
- 人数×加算額の計算結果をご記入ください。



※平成23年3月11日時点で既婚者の方

居住状況	
<input type="checkbox"/>	居住していた
<input type="checkbox"/>	居住していたが亡くなっている
<input type="checkbox"/>	居住していた(別請求書で請求)
<input type="checkbox"/>	居住していなかった
<input type="checkbox"/>	二世帯住宅の別世帯であった

1、2、3のいずれかに  
チェック☑を  
入れた方

B

## 対象区域内に居住されていた方の高額な家財

記入例：『解説と記入例』35～36ページをご参照ください。

本書類のご説明 平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の高額な家財の賠償金をご請求いただく書類です。

## ■ 対象区域内に居住されていた方の高額な家財のご請求

- 平成23年3月11日時点に対象区域内に居住されていた方で、一品あたりの購入金額が30万円以上の高額な家財を所有されていた方は、本件事故による避難等にもなう管理不能により生じた毀損を原状回復するための費用(修理・清掃費用相当額)として、一世帯あたり定額20万円を賠償させていただきますので、下記をご記入ください。なお、仏壇は購入金額に関わらず、高額な家財とみなして、本定額賠償のご請求の対象とさせていただきます。
- ご帰還にともない家財の修理・清掃などでご負担された費用が今回の定額賠償金額を超えた場合は、その超過分を別途賠償させていただきます。具体的なご請求方法については別途ご案内させていただきます。
- 地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

①平成23年3月11日時点のご住所に居住されていた方で高額な家財の賠償金のご請求をされる方は、以下の内容をご確認のうえ、相違がない場合はチェック☑を入れてください。

- 一品あたりの購入金額が30万円以上の家財に関し、定額賠償の請求を行います。 → 定額20万円をお支払いいたします。  
 ②をご記入のうえ、「対象区域内に居住されていた方の高額な家財のご請求金額④」に20万円をご記入ください。

1

②修理・清掃などが必要な高額な家財の品目等をご記入ください(主な家財一品についてのみご記入ください)。

家財の品目	ピアノ
毀損原因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 避難等にもなう管理不能等 例) 雨水浸入、カビの発生 <input type="checkbox"/> ② その他
毀損状況	地震により屋根瓦が破損したのち雨漏りとなったが、避難のために修理ができず、その雨漏りによりピアノが故障した。
その他	

2

3

対象区域内に居住されていた方  
の高額な家財のご請求金額

※カ

20 万円

※単身世帯の方は本請求書7ページの「Ⅲ ご請求金額」の②、複数人世帯の方は④に転記してください。

1

- 高額な家財を複数所有されている方であっても主な家財一品についてのみご記入ください。
- 高額な家財の賠償金をご請求される方は、「家財の品目」および「毀損原因」について必ずご記入ください。

2

- 「毀損状況」については、おわかりの方のみご記入ください。

3

- 平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の高額な家財についての賠償をご請求される方は、20万円とご記入ください。

C

## 対象区域外に居住されていた方の対象区域内の住宅の家財

記入例:『解説と記入例』37~38ページをご参照ください。

本書類のご説明 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていた方が対象区域内の住宅の家財の賠償金をご請求いただく書類です。

## ■ 対象区域外に居住されていた方の対象区域内の住宅の家財のご請求

- 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていた方が、対象区域内に所有\*または賃借されていた住宅のご住所および所有状況等をご記入ください。
- 対象区域内に複数の住宅を所有されていた場合は、主な住宅一つについてご記入ください。
- 地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

① 以下の内容をご確認のうえ、相違がない場合はチェック☑を入れてください。

 今回請求する家財に、地震・津波により倒壊または流失している住宅の家財は含まれていません。

② 対象区域内の主な住宅のご住所をご記入ください。

〒 XXX - XXXX

福島県 ○○ 市(郡) ○○ 町 ○○ ○○-○○

③ 家財の賠償金のご請求をされる住宅の所有状況について、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

 所有 → 所有されていた住宅の電気料金領収証(原本)をご提出ください。 賃借 → 賃借されていた住宅の賃貸借契約書(コピー)および電気料金領収証(原本)をご提出ください。

④ 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住されていた方で対象区域内の住宅の家財の賠償金のご請求をされる方は、以下の内容をご確認のうえ、相違がない場合はチェック☑を入れてください。

- 平成23年3月11日時点に対象区域外に居住していたが、対象区域内に所有\*または賃借していた住宅に保有していた家財に関し、管理不能等により毀損したことから定額賠償の請求を行います。
- 定額10万円をお支払いいたします。  
「対象区域外に居住されていた方の対象区域内の住宅の家財のご請求金額④」に10万円とご記入ください。

※ご自身で利用されており、他の方へ賃貸していない住宅または共同住宅を所有されていた方が対象となります。

1

対象区域外に居住されていた方の  
対象区域内の住宅の家財のご請求金額

※

+

10

万円

※本請求書7ページの「Ⅳ ご請求金額」の⑦に転記してください。

※個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が今回の定型による賠償金額を超えた場合は、その超過分を別途賠償させていただきます。

## 留意点

- 電気料金領収証(原本)は、ご請求者さま、または住宅を共有されている方の契約名義で平成23年1月～平成23年3月までのいずれかの月が含まれるものをご提出ください。

◀ 1

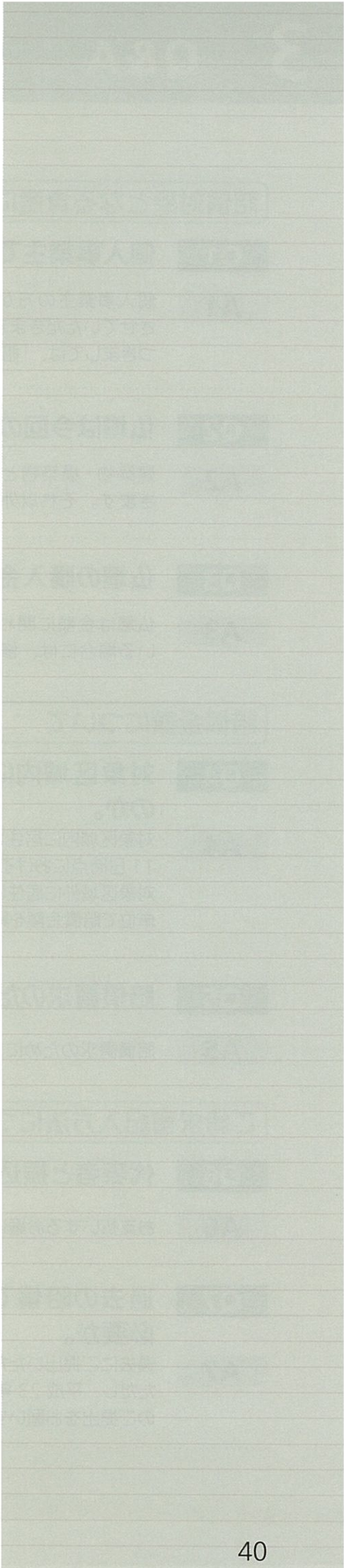
- 平成23年3月11日時点で対象区域外に居住されていた方の対象区域内の住宅の家財についての賠償をご請求される方は、10万円とご記入ください。





# 3

## Q&A



### 賠償対象となる資産について

**Q1** 個人事業主で事業用の資産を所有しているが、今回の賠償の対象となるか。

**A1** 個人事業主の方が所有されている動産で事業専用割合 100%未滿のものは、家財としてお取り扱いさせていただきます。なお、個人事業主の方が所有されている動産で事業専用割合が 100%のものにつきましては、「賠償金ご請求書 償却資産・棚卸資産」にてご請求ください。

**Q2** 仏壇は今回の家財の賠償の対象となるか。

**A2** 建築物・構築物と一体または固定化されている仏壇は、建物の建築設備として賠償させていただきます。それ以外の動産となる仏壇は今回の家財の賠償の対象となります。

**Q3** 仏壇の購入金額がわからないが、どのように請求すればよいか。

**A3** 仏壇は金額に関わらず高額な家財とみなして、避難等にもなう管理不能等により毀損が生じている場合には、修理・清掃費用相当額として、20 万円の定額賠償をご請求いただけます。

### 賠償金額について

**Q4** 対象区域内に複数住宅を所有しているが賠償金はどのように算出されるのか。

**A4** 対象区域内に居住されていた方につきましては、所有されていた住宅の棟数ではなく、平成 23 年 3 月 11 日時点における世帯人数・家族構成にもとづき賠償金額を算出させていただきます。対象区域外に居住されていた方につきましては、所有されていた住宅の棟数ではなく、建物所有者（賃借人）単位で賠償金額を算出させていただきます。

**Q5** 賠償請求のためにかかる費用も請求の対象か。

**A5** 賠償請求のためにかかる必要書類の取得費用等につきましては、今回の賠償金額に含まれております。

### ご請求書記入方法について

**Q6** 代表者と振込口座の名義人は違ってかまわないか。

**A6** お支払いするお振込口座は代表者さまご本人名義の口座とさせていただきます。

**Q7** 過去の賠償で住民票等を提出しているが、今回の賠償で再度の提出は必要か。

**A7** 過去にご提出いただいているものと同一の書類は再度ご提出いただく必要はございません。ただし、平成 23 年 3 月 11 日時点における世帯人数・家族構成を確認させていただくために、追加書類のご提出をお願いする場合がございます。

## ご請求からお受け取りまでの流れについて

**Q8** 請求書提出後、東京電力に書類が到着していることを確認することができるか。

**A8** レターパックのお問い合わせ番号で書類の追跡調査が可能です。また、弊社にて、ご請求書を受領いたしましたら「賠償金ご請求書受付のお知らせ」を送付させていただきます。

**Q9** 賠償金支払いの通知はされるのか。

**A9** ご指定の口座にお振込をいたしましたのち、「賠償金お支払いのお知らせ」を送付させていただきます。

## その他

**Q10** 請求書を紛失した場合、どのように対応すればいいのか。

**A10** 弊社福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル（電話：0120-926-596）までお問い合わせください。  
本請求書を再発行させていただきます。

# レターパック「ご依頼主さま保管用シール」貼付欄

郵便局の追跡サービスをご利用いただくためには「ご依頼主さま保管用シール」に記載の番号が必要となりますので、お手数ですが、レターパックを投函または郵便局等へ差し出される際に、「ご依頼主さま保管用シール」をはがして、大切に保管いただきますようお願いいたします。

シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄

※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[ お問い合わせ先 ]

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室  
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

電話：**0120-926-596** 受付時間／9:00～21:00

※ 財物(土地・建物・家財)以外のお問い合わせにつきましては、誠にお手数をお掛けしますが福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください

# 地震・津波の損害のある住宅と同じ場所に存在する 家財の賠償をご請求される方は必ずお読みいただき、 ご請求書をご記入ください

## ご請求書ご記入の留意点

東京電力株式会社

家財の賠償において、地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、『賠償金ご請求書 解説と記入例』の中で取扱いを保留させていただいておりましたが、このたび、取扱いが決定いたしましたのでご案内いたします。

下記の「1.住宅の地震・津波の損害状況について」をご確認のうえ、裏面の「2.ご請求書記入例」にしたがってご請求書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

なお、建物の賠償をご請求される場合は、別途お送りいたします、「賠償金ご請求書①(所有資産確認用)宅地・建物・借地権」に同封の「建物の損害状況ご確認書」にて、地震・津波による損害状況を確認させていただきます。

### 1. 住宅の地震・津波の損害状況について

家財が存在する住宅の地震・津波による損害状況が、下図の「倒壊」(地震による倒壊または津波による流失)であった場合は、「帰還困難区域」における世帯人数・家族構成に応じて算定した一般家財の賠償金額の20%をお支払いいたします。

なお、住宅の地震・津波による損害が、全損、半損、一部損であった場合には、賠償金額を控除せず、100%をお支払いいたします。

※ 下図の損害の程度および状況の定義については、各市町村から発行されている「罹災証明書」における定義とは異なりますのでご注意ください。

損害の程度	損害状況	地震の影響	津波の影響	賠償金額 お支払いの割合
倒壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により建物が倒壊した場合</li> <li>津波により建物が流失した場合</li> </ul> なお、衛星写真などによって倒壊・流失していることが確認できた建物は、倒壊相当の損害と推定させていただきます。	建物の倒壊 	建物の流失 	帰還困難区域における世帯人数・家族構成で算定した賠償金額の <b>20%</b>
全損	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状態</li> <li>津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合</li> </ul> ■構造別の地震被害状況例 【木造】:柱や基礎の半分以上が損壊。もしくは、体感できるほどの建物の傾斜 【鉄骨造】:体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、外壁の半分以上の落下 【鉄筋コンクリート造】:体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、被害の大きな階で、半分以上の柱や梁などに鉄筋が見えるほどの損壊	柱や基礎の半分以上が損壊  体感できるほどの建物の傾斜 	建物の高さの半分以上が浸水 	<b>100%</b>
半損	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態</li> <li>津波で床上1メートル以上浸水した場合</li> </ul> ■構造別の地震被害状況例 【木造】:一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 【鉄骨造】:外壁材の欠けや目地の開きが、外壁の半分以上で発生 【鉄筋コンクリート造】:被害の大きな階で、4割を超える柱や梁などで鉄筋が見えるほどの割れ	一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 	1メートル以上の浸水 	<b>100%</b>
一部損	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修工事で原状回復が可能な状態</li> <li>津波で床上浸水した場合</li> </ul> ■構造別の地震被害状況例 【木造】:柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 【鉄骨造】:開口部の一部で開閉困難。外壁に目に見えるひび割れや目地にズレ 【鉄筋コンクリート造】:被害の大きな階で、2割を超える柱や梁などで遠目に確認できる程度の割れ	柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 	床上浸水 	<b>100%</b>

注:「倒壊」の場合、高額な家財や対象区域外に居住されていた方の家財のお取扱いは適用されません。

## 2. ご請求書記入例

家財が存在する住宅が地震・津波により損害があった方は、『賠償金ご請求書』「**A1** 対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)」(8ページ)、または「**A2** 対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)」(9ページ)において、下記の手順にしたがい住宅の損害状況についてご記入ください。

※ご記入後はご請求書の他の項目もご確認ください。

### ○単身世帯の方(お一人で居住されていた方)

### A1 対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)

記入例:「解説と記入例」31～32ページをご参照ください。

本書のご説明 単身世帯の方が平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の家財の賠償金をご請求いただく書類です。

■ 対象区域内に居住されていた方の家財のご請求 単身世帯

●平成23年3月11日時点で対象区域内にお一人で居住されていた方は、以下をご記入ください。  
●平成23年3月11日時点で対象区域外に居住されていて、対象区域内に住宅を所有または賃借されていた方は、本ページのご記入は不要です。  
●地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

①平成23年3月11日時点のご住所にある住宅が二世帯住宅か否かについて、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

単一世帯住宅

二世帯住宅<sup>※1</sup> → ご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証、建築設計図書、写真等をご提出ください。  
※1 二世帯住宅など別々の居住空間に居住されていた方は、世帯ごとにご請求ください。

②平成23年3月11日時点のご住所にある住宅の地震・津波による倒壊状況について、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

倒壊または流失していない

倒壊または流失している

③平成23年3月11日時点のご住所の対象区域および居住されていた方の職業について、いずれかにチェック☑を入れてください。ご請求金額は「対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額」にご記入ください。

<input type="checkbox"/> 帰還困難区域	<input type="checkbox"/> 学生 <sup>※2</sup> の方	→ 40万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 学生以外の方	→ 325万円
<input type="checkbox"/> 居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)	<input type="checkbox"/> 学生 <sup>※2</sup> の方	→ 30万円
	<input type="checkbox"/> 学生以外の方	→ 245万円

※2 学生とは、平成23年3月11日時点において独立して生計を営んでいない就学者の方をいいます。

対象区域内に居住されていた方の家財(単身世帯)のご請求金額
6.5
万円

※3 本請求書7ページの「I ご請求金額」の④に転記してください。

対象区域内に居住されていた方の高額な家財をご請求いただく方は、本請求書10ページの「II 対象区域内に居住されていた方の高額な家財」もご記入ください。

1 ●「倒壊または流失している」にチェック☑を入れてください。

2 ●「帰還困難区域」にチェック☑を入れてください。

3 ●職業についていずれか1つにチェック☑を入れてください。

4 ●③でチェック☑を入れたご請求金額の20%をご記入ください。

### ○複数人世帯の方(お二人以上で居住されていた方)

### A2 対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)

記入例:「解説と記入例」33～34ページをご参照ください。

本書のご説明 複数人世帯の方が平成23年3月11日時点で居住されていたご住所の家財の賠償金をご請求いただく書類です。

■ 対象区域内に居住されていた方の家財のご請求 複数人世帯

●平成23年3月11日時点で対象区域内にお二人以上で居住されていた方は、以下をご記入ください。  
●平成23年3月11日時点で対象区域外に居住されていて、対象区域内に住宅を所有または賃借されていた方は、本ページのご記入は不要です。  
●地震・津波(およびこれによる火災)により、倒壊または流失した建物と同じ場所に存在する家財につきましては、現在、地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回は賠償の対象となりません。今後の取扱いにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

①平成23年3月11日時点のご住所にある住宅が二世帯住宅か否かについて、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

単一世帯住宅

二世帯住宅<sup>※1</sup> → ご請求者さま(もしくは世帯構成員の方)名義の電気料金領収証、建築設計図書、写真等をご提出ください。  
※1 二世帯住宅など別々の居住空間に居住されていた方は、世帯ごとにご請求ください。

②平成23年3月11日時点のご住所にある住宅の地震・津波による倒壊状況について、いずれか1つにチェック☑を入れてください。

倒壊または流失していない

倒壊または流失している

③平成23年3月11日時点のご住所の対象区域について、いずれか1つにチェック☑のうえ、「I」で「居住していた」「居住していたがなくなっている」「居住していた(ご請求者さま)にチェック☑した大人」「および子ども」の人数を記入し、ご請求金額を算出してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 帰還困難区域	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">人数</td> <td style="text-align: center;">加算額</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td>大人 2人 ×</td> <td>60万円 =</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>子ども 1人 ×</td> <td>40万円 =</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">世帯基礎金額</td> <td style="text-align: right;">475万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">635万円</td> </tr> </table>	人数	加算額	金額	大人 2人 ×	60万円 =	120万円	子ども 1人 ×	40万円 =	40万円	世帯基礎金額		475万円	合計		635万円	
人数	加算額	金額															
大人 2人 ×	60万円 =	120万円															
子ども 1人 ×	40万円 =	40万円															
世帯基礎金額		475万円															
合計		635万円															
<input type="checkbox"/> 居住制限区域、避難指示解除準備区域、または警戒区域、計画的避難区域(見直し済区域を除く)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">人数</td> <td style="text-align: center;">加算額</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td>大人 人 ×</td> <td>45万円 =</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>子ども 人 ×</td> <td>30万円 =</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">世帯基礎金額</td> <td style="text-align: right;">355万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">万円</td> </tr> </table>	人数	加算額	金額	大人 人 ×	45万円 =	万円	子ども 人 ×	30万円 =	万円	世帯基礎金額		355万円	合計		万円	
人数	加算額	金額															
大人 人 ×	45万円 =	万円															
子ども 人 ×	30万円 =	万円															
世帯基礎金額		355万円															
合計		万円															

※2 大人とは、平成5年4月1日以前に生まれた方、または平成23年3月11日時点において既婚者の方をいいます。  
※3 子どもとは、平成5年4月2日以前に生まれた方(平成23年3月11日時点において既婚者の方を除く)をいいます。

対象区域内に居住されていた方の家財(複数人世帯)のご請求金額
127
万円

※4 本請求書7ページの「I ご請求金額」の④に転記してください。

対象区域内に居住されていた方の高額な家財をご請求いただく方は、本請求書10ページの「II 対象区域内に居住されていた方の高額な家財」もご記入ください。

1 ●「倒壊または流失している」にチェック☑を入れてください。

2 ●「帰還困難区域」にチェック☑を入れてください。

3 ●「大人」と「子ども」それぞれの人数をご記入し、人数×加算額の計算結果をご記入ください。

4 ●③で算出したご請求金額の20%をご記入ください。